

風評に打ち勝つ園芸産地競争力強化事業実施要領 別表1 (実施要領第2関係)

メニュー	事業実施主体	補助率	対象作物	補助対象	採択要件
1 産地活動支援事業	市町村、 公社、 農業協同組合連合会、 農業協同組合、 農業法人 農業者の組織する 団体等	定額	果樹、 野菜	<p>選択したテーマに係る取組を行うために必要な以下の経費（別表2）を補助対象とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・作付実証に係る経費</li> <li>・加工品試作及び求評会の開催等に係る経費</li> <li>・土壌分析等、各種分析に係る経費 等</li> </ul>	<p>1 事業計画は4つのテーマから1つを選択して行う取組であること。</p> <p>①市場等からの産地信頼回復に向けた取組</p> <p>②風評払拭に向けた取組</p> <p>③創意工夫を凝らした取組（オンリーワンの取組）</p> <p>④新たな挑戦に係る取組</p> <p>2 受益農家3戸以上 （中山間地域等は2戸以上）</p> <p>3 受益面積 施設野菜・果樹 20a 以上 露地野菜 30a 以上 露地果樹 50a 以上 ただし、作付実証を行う場合はこの限りでない。</p>
2 生産体制強化支援事業	市町村、 公社、 農業協同組合連合会、 農業協同組合、 農業法人、 農業者の組織する 団体等	1/2 以内	果樹、 野菜	<p>選択したテーマに係る取組を行うために必要な以下の導入経費を補助対象とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県育成品種の種苗購入費</li> <li>・施設及び付帯設備、設備資材購入費</li> <li>・農業機械等のリース導入費</li> </ul>	

風評に打ち勝つ園芸産地競争力強化事業実施要領 別表3 (実施要領第2関係)

○ 補助対象に係る留意事項

- 1 本要領における「中山間地域等」とは、過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第2条の規定に該当する市町村、山村振興法（昭和40年法律第64号）第7条第1項の規定に基づき指定された地域又は特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成5年法律第72号）第2条第1項の規定に基づき指定された地域のいずれかに該当する地域をいう。
- 2 事業実施主体のうち、公社は地方公共団体が出資している法人をいう。農業法人とは、農業を営むことを目的とする会社法人、組合法人をいう。農業者の組織する団体は、代表者の定めがあり、かつ組織及び運営についての規約の定めがある団体をいう。
- 3 本事業の主旨を鑑み、一つの事業計画で取り組む対象作物は原則として1品目とする。
- 4 事業実施主体において、複数種類の機械や施設を導入する場合は、受益者及び受益面積が同一であり、かつ、一体的に整備する必要がある施設又は機械ごとに受益者、事業内容、事業費等を明らかにし、成果目標等を定めるものとする。
- 5 事業実施主体は、施設の利用者と施設を設置する農地の所有者が異なる場合には、利用者と農地所有者との間で利用権を設定するなど、適切な措置を講じること。
- 6 目的外使用のおそれのあるもの又は事業効果の少ないものについては、補助の対象としない。
- 7 個人的使用となるおそれのある機械については、補助の対象としない。
- 8 補助対象とする施設は、原則として新品、新築又は新設とする。
- 9 事業の内容が、過去において他の補助事業により補助を受けたものと同一であり、その更新と認められる場合は、補助の対象としない。
- 10 補助対象に記載のない機械、施設等を導入する場合であって、所長が特に必要と認める場合で部長へ協議して承認を受けた場合は、その機械、施設等を導入することができる。
- 11 本事業により整備した施設、機械等には、事業名を表示すること。
- 12 産地活動支援事業と生産体制強化支援事業は組み合わせて実施することができるものとする。

### 1.3 各メニューにおいて、以下の点に留意すること

#### (1) 産地活動支援事業

ア 本メニューによる作付実証の実施は一経営体につき一回限りとする。

イ 加工品試作及び求評会等の開催に係る経費について、先進地視察研修に係る活動経費は補助対象としない。

なお、**打合せ**や開催に必要な旅費は、経費等の根拠となる書類（旅費の根拠となる行程表及び領収書等）がある場合であって、必要最小限度の旅費であることが確認できる場合は補助対象とすることができる。

#### (2) 生産体制強化支援事業

ア 本事業で補助対象とする 野菜の種苗については、県が育成した品種とし、面積拡大分を補助対象とする。

また、果樹の種苗については、福島県果樹品種協議会決定の果樹品種区分にある 品種を新植する場合に限り、補助対象とする。

イ 設置する園芸用ハウスについては、「福島県園芸用施設及び園芸用施設に準拠した堆肥化施設の安全確保に関する指導指針」に基づいた構造耐力を有するものであること。ただし、既存の果樹棚に併設する果樹用雨よけ施設で園芸用ハウスの区分に該当しない施設については、地域の立地条件に即した構造耐力を有するものである。

ウ 事業実施主体以外のものに貸し付ける園芸用ハウスの導入においては、地域の 3 戸以上（**中山間地域等は 2 戸以上**）の農業者へ貸し付ける場合に限る。

エ 園芸用ハウス設置後は、園芸施設共済に加入するよう指導するものとする。

オ プラスチックハウスを導入する事業実施主体においては、農業用使用済プラスチックの適正処理を確実に実施すること。

また、事業実施地区（市町村等）においては、農業用使用済プラスチックを適切に回収するよう努めるものとする。

風評に打ち勝つ園芸産地競争力強化事業実施要領 別表4 (実施要領第2関係)

○ 農業機械等のリース導入について

1 助成対象経費

第2の別表1の2生産体制強化支援事業における農業機械等のリース導入に要する経費であって、次の基準を満たすものとする。

- (1) 本体価格が50万円以上のものであること。
- (2) 原則、新品であること。

2 助成対象としない経費

- (1) 経費の根拠が不明確で履行確認ができない取組に係る経費
- (2) 農業以外に使用可能な汎用性の高いものの導入

(例：運搬用トラック、フォークリフト、ショベルローダー、バックホー、パソコン等)

ただし、パソコンについては、ICT制御専用として設備と一体的に導入する場合は補助対象とする。

- (3) 他の国庫補助金を受けた(又は受ける予定の)経費
- (4) 本体価格50万円未満の農業機械等(アタッチメントを含む)のリース導入に対する助成

3 農業機械等のリース導入に係る留意事項

- (1) 助成の対象となる農業機械等は、動産総合保険等の保険(盗難保障及び天災等に対する補償を必須とする。)に確実に加入するものとする。
- (2) リース契約の条件

本事業の対象とするリース契約(機械等利用者と当該機械等利用者が導入する対象機械等の賃貸を行う事業者(以下、「リース事業者」という。)の2者間で締結するリース物件の賃貸借に関する契約をいう。以下、同じ。)は次に掲げる要件を全て満たすものとする。

ア リース事業計画(別紙様式2)に記載された機械等利用者及び対象機械等に係るものであること。

イ リース事業者及びリース料が以下の3(3)及び(4)により決定されたものであること。

ウ リース期間が4年以上で法定耐用年数(減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号))に定める耐用年数以内であること。

エ 国から他に直接又は間接に補助金等の交付を受け、又は受ける予定がないこと。

### (3) リース料助成金の額

#### ア リース料助成金の額の計算方法

リース料助成金の額は、次の算式①によるものとする。

ただし、当該物件のリース期間をその法定耐用年数未満とする場合にあつては次の算式②、リース期間満了時に残存価格を設定する場合にあつては次の算式③によるものとする。

なお、当該リース物件のリース期間をその法定耐用年数未満とし、かつ、リース期間満了時に残存価格を設定する場合にあつては算式②、又は③により算出した額のいずれか小さい方とする。

算式①：助成金の額＝リース物件価格（税抜き）× 1 / 2

算式②：助成金の額＝リース物件価格（税抜き）×（リース期間／法定耐用年数）× 1 / 2 以内

算式③：助成金の額＝（リース物件価格（税抜き）－残存価格（税抜き））× 1 / 2 以内

この場合において、リース期間は、機械等利用者がリース物件を借り受ける日から当該リースの終了予定日までの日数とし、当該リース日数を 3 6 5 で除した数値の小数点以下第 3 位の数字を四捨五入して小数点以下第 2 位で表した数値とする。

また、申請額は、算出された金額の千円未満を切り捨てて千円単位とする。

### (4) リース事業者等の決定

事業実施主体は、交付決定後に、リース事業者は機械等を納入する事業者を、原則として一般競争入札により選定した上で、機械等利用者と協議してリース契約を締結するリース事業者及びリース料を決定するものとする。

当該決定に際しては、事業実施主体は、事業実施主体及び事業実施主体の構成組織又は機械等利用者と競争関係にあるものに制約を加えることのないよう留意するものとする。

### (5) 助成金の支払い

事業実施主体は、(4) の入札結果及びリース契約の基づき機械等が機械等利用者へ導入され当該機械等利用者から助成金の請求があつた場合には、借受証の写し及びリース物件の購入価格を証明する書類等により請求内容を確認の上、(3) により算定されたリース料助成額の範囲内で、遅滞なく当該機械等利用者へリース料助成金を支払うものとする。

ただし、当該機械等利用者がリース料助成金の支払先としてリース事業者を指定した場合にあつては、当該リース事業者へ支払うことができるものとする。

